

長浜教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・ 立教開宗八百年慶讃事業に関する準備委員会規則

(設置及び目的)

第1条 長浜教区における宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業（以下「慶讃事業」という。）のあり方について審議するため、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業本部職制第20条に基づき、長浜教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業に関する準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教区お待ち受け大会に関する事項
- (2) 教区慶讃事業に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 準備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教区会議長及び教区会副議長
- (2) 教区門徒会長及び教区門徒会副会長
- (3) 長浜教区教化委員会規則第6条第3項に定める、教化本部の委員

2 前条の委員の任期は、それぞれ該当役職の在職中とする。ただし、該当役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

(本部室)

第4条 第2条に掲げる業務の円滑な遂行を期し、委員会からの委任を受けて必要な業務を行うため、準備委員会に本部室を置く。

2 本部室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 実施計画の立案及び遂行に関する事項
- (2) 会計に関する事項
- (3) その他準備委員会が必要と認めた事項

3 本部室は、第3条第3号に定める、委員で組織する。

(委員長)

第5条 準備委員会に委員長を置き、長浜教区教化委員会規則第6条第4項に定める教化本部長の職にある者をもって充る。

2 委員長は、会務を統理し、準備委員会を代表する。

(招集)

第6条 準備委員会は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

第7条 準備委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(職員の出席)

第8条 教務所員及び別院職員は、何時でも会議に出席して発言することができる

(参考人)

第9条 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 準備委員会に関する事務は、教務所並びに別院事務所が行う。

(経費)

第11条 準備委員会に関する経費は、長浜教区事業費会計より支弁する。

(変更)

第12条 この規則を変更しようとするときは、教区会及び教区門徒会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、教区会及び教区門徒会の議決を得て、2020年6月1日から施行する。